

北栄町におけるごみ収集所利用の基本的な考え方について

北栄町は、家庭から出るごみ（一般廃棄物）の収集を一般廃棄物処理実施計画に基づき、ステーション方式で行っています。従来から地域の実状に合わせ、主に各集落等で設置されているごみ収集所で、北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・北栄町自治基本条例等の法令に基づき、町民と町の協力で収集しています。

一方、近年、自治会未加入や脱退された方（以下「自治会未加入者等」という。）の家庭ごみの排出で相談を受ける事例があり、町設置のごみ収集所（大栄庁舎・北条支所）やほうきりサイクルセンターへの直接搬入等をご紹介しますが、各集落等にあるごみ収集所の利用についても相談があることから、論点を整理し、円滑なごみ収集への協力の観点を基本に自治会未加入者等のごみ収集所利用について、以下のとおり、基本的な考え方をまとめました。

(内容)

- ①設置、管理しているごみ収集所を自治会未加入者等が利用することは出来ませんが、一方、あらかじめ定められた適正なルール等を守ることは必要となります。
- ②自治会未加入者等のごみ収集所利用に対して、適正な利用負担、役務負担を求めることが出来ます。
- ③利用負担、役務負担等を拒まれる方について、ごみ収集所の利用制限をすることが出来ます。
- ④各自治会により事情が異なりますので、具体については、町が個別に相談を受けます。

上記の内容は、円滑なごみ収集を町民と町で協力して行っていくために町から自治会へお願いするものです。

また、この資料は、町へ相談される自治会に対して町の基本的な考え方を示したものです。

〒689-2292
鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1
北栄町役場 大栄庁舎
環境エネルギー課 生活環境室
電話 0858-37-3116
F A X 0858-37-5339